

平成30年第4回浦幌町議会定例会 議会提出議案説明資料

目 次

- ・ 発委第12号（浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）説明資料…………… P 1～2

浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例説明資料

1 改正の趣旨

議員のなり手不足解消に向けた取り組みとして、平成29年3月に「議員のなり手不足検証結果報告書」をまとめました。その中で、議員報酬については、「浦幌方式」の考え方を示しましたが、これらを参考に、今後の議員のなり手不足の要因の一つである議員報酬を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 議員報酬額の改正

	現 行	改 正 後	改 定 率
議 長	280,000円	318,000円	13.5%
副 議 長	220,000円	254,000円	15.4%
常任委員長(議運含む)	195,000円	233,000円	19.4%
議 員	175,000円	212,000円	21.1%

(2) 支給日の変更

特別職及び一般職員に合わせるため、支給日を22日から21日に変更し、休日等に当たるときは繰り上げて支給することとする。

3 算定の考え方

区 分	議 長	副議長	議 員
表に現れる議員の議会活動日数	160日	100日	80日
表に現れない議員の議会活動日数	40日	30日	20日
計	200日	130日	100日

議員の活動日数 100日 ÷ 町長の職務遂行日数 330日 = 30.3%
町長の給料 700,000円の30.3% = 212,100円(議員)

標準とすべき月額【端数調整】

議 員	212,000円
委員長	233,000円(1.1)
副議長	254,000円(1.2)
議 長	318,000円(1.5)

4 施行期日

平成31年5月1日から施行する。

浦幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第1条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>318,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>254,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長（議会運営委員長の職にある者を含む。） 月額 <u>233,000円</u></p> <p>(4) 議員 月額 <u>212,000円</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 議員報酬の支給日は、毎月<u>21日</u>とする。ただし、休日又は金融機関休業日に当たるときは、<u>繰上げて</u>支給する。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第1条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>280,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額 <u>220,000円</u></p> <p>(3) 常任委員長（議会運営委員長の職にある者を含む。） 月額 <u>195,000円</u></p> <p>(4) 議員 月額 <u>175,000円</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 議員報酬の支給日は、毎月<u>22日</u>とする。ただし、休日又は金融機関休業日に当たるときは、<u>繰り下げて</u>支給する。</p>